

## 第 1 3 号議案

東京都台東区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 7 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の改正に伴い、会計年度任用職員に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正  
する条例

東京都台東区職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年9月  
台東区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第  
1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前  
項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることが  
できる。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。